

# 浪江町いじめ防止基本方針

## 【概要版】

### 1. いじめ防止等の対策の基本方針

◇いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学校生活を送り、様々な活動ができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくする。

◇全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分理解することができるようにする。

◇いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、各関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

### 2. いじめの定義

#### 《いじめ防止対策推進法 第2条第1項》

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなど

### 3. いじめ防止等への組織的対応

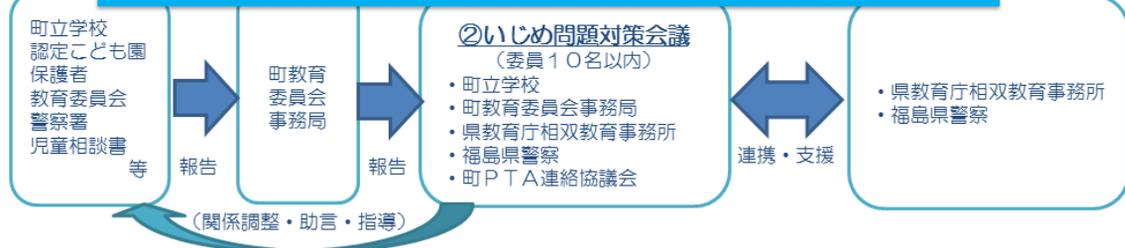
#### 《町教育委員会におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置》

##### 連携体制の協議

##### ①いじめ問題対策連絡協議会

（委員10名以内） ・町立学校 ・町教育委員会事務局 ・県教育庁相双教育事務所 ・福島県警察 ・町PTA連絡協議会

##### いじめの防止の調査研究・有効対策の検討・問題解決



##### 重大事態を認知した際の調査等



## 《学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置》

各学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核としての役割

◇いじめの相談・通報の窓口としての役割

◇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 4. いじめの理解

◇いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものであることを理解する。

◇「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることを認識する。

◇いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 5. いじめの防止の取組み

### 《基本的な考え方》

◇心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

◇ストレスに適切に対処できる力を育む

◇自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

◇地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発

### 《浪江町・教育委員会の取組み》

◇全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実

◇いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

◇いじめに係る相談を行うことができる体制の整備

◇教職員に対する、いじめの防止等のための対策に関する研修等についての資質能力の向上

◇児童生徒及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処について必要な啓発を行う

◇各学校の取組等について、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する

### 《学校の取組み》

◇児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育む

◇規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う

◇集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる

◇教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う

## 6. いじめの早期発見

### 《基本的な考え方》

- ◇いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識
- ◇ささいな兆候であっても、疑いを持って、早い段階からの確に関わる
- ◇いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する
- ◇定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が、いじめを訴えやすい体制を整える
- ◇地域、家庭と連携して児童生徒を見守る

### 《浪江町・教育委員会の取組み》

- ◇全校の児童生徒に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる
- ◇いじめに関する相談・通報の窓口を設置するとともに、町教育委員会以外の相談機関の紹介も含め、児童生徒や保護者、町民等へ必要な周知を図る

### 《学校の取組み》

- ◇日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ◇学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む

## 7. いじめへの対処

### 《基本的な考え方》

- ◇教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく
- ◇学校における組織的な対応を可能とするような体制整備

### 《浪江町・教育委員会の取組み》

- ◇学校に対して、いじめ防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、職員などによる支援、必要な調査等を行など、いじめの解決のための対応に当たる
- ◇いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、町教育委員会が学校間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめの解決の対応を進める

### 《学校の取組み》

- ◇いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対処する
- ◇被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- ◇教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む

## 8. 地域や家庭との連携

### 《基本的な考え方》

- ◇いじめに関する学校の取り組みへの理解や教育活動への支援を得る
- ◇児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるように啓発する

### 《浪江町・教育委員会・学校の取組み》

- ◇各学校において、「地域と共に歩む教育」「地域と共に育つ学校教育」を推進し、PTAや地域の関係団体等と連携していじめ問題に取り組む
- ◇より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を進める

## 9. その他の取組

### 《学校いじめ防止基本方針の策定》

- ◇各学校は、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める

### 《関係機関との連携》

- ◇孤立しがちな児童生徒の情報や、いじめに対する学校等の指導体制、指導内容の共有を図る
- ◇学校が児童生徒又はその保護者に適切な指導・助言を行うことができるよう支援する

### 《学校や教職員の評価》

- ◇日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的取組等について適切な評価を行う

### 《学校経営改善への支援》

- ◇教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、必要な体制の整備に努めるなど、学校運営の改善を支援する

## 10. 重大事態への対応

### 《重大事態の意味》

法第28条第1項の規定により、いじめの重大事態とは次に掲げる場合をいう。

- ◇いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ◇いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる

## 《町教育委員会又は学校による調査》

### ①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会はこれを町長に報告する。

### ②重大事態の調査主体と調査組織

重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、「浪江町いじめ問題調査委員会」が、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報提供、学校が調査を行う場合の必要な指導及び支援を行う。

### ③事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

### ④留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### ⑤調査結果の提供及び報告

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生音やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。調査結果については、町教育委員会より、町長に報告する。

## 《調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置》

### ①再調査

法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査を行う。

### ②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、町長が委員長及び委員を任命し、「いじめ問題特別調査委員会」（仮称）を設置する。また、町長が必要と認める場合には、弁護士等専門的な知識・経験を有する者の意見を求めながら再調査を進める。

### ③再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。

## 浪江町 いじめ 相談連絡先

《二本松市で再開中の学校》

浪江小学校・津島小学校

電話024-567-3970

《浪江町内で開校した学校》

なみえ創成小学校

電話0240-23-5335

なみえ創成中学校

電話0240-23-5336

《浪江町教育委員会》

浪江町教育委員会学校教育係

電話0240-34-5710

いつでもご相談ください！